

《第2節 社会福祉行財政と実施機関》

- 1 厚生労働省における社会福祉行政の担当部局には、子ども家庭局、社会・援護局、老健局、雇用環境・均等局などがある。
- 2 市町村（特別区を含む。以下同じ。）の設置する福祉事務所は、「生活保護法」、「児童福祉法」、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」、「老人福祉法」、「身体障害者福祉法」及び「知的障害者福祉法」に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務のうち市町村が処理することとされているもの（政令で定めるものを除く。）をつかさどるところとする。
- 3 福祉事務所において指導監督を行う所員及び現業を行う所員は、社会福祉士でなければならない。
- 4 女性相談支援センターの根拠法は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」である。
- 5 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

□□□2 社会保障の主な機能としては、生活安定・向上機能、所得安定機能及び経済安定機能があげられる。

<年金制度>

□□□1 厚生年金保険の適用事業所に使用される70歳未満の者は、厚生年金保険の被保険者となる。

□□□2 厚生年金保険の被保険者は、原則として、国民年金の第2号被保険者となる。

□□□3 日本国内に住所を有する20歳以上70歳未満の者であって、国民年金の第2号被保険者及び第3号被保険者のいずれにも該当しないものは、国民年金の第1号被保険者となる。

□□□4 20歳以上の学生は、学生納付特例制度の要件を満たせば、申請により、在学中の国民年金の保険料の納付が猶予され、猶予を受けた期間は、老齢基礎年金の額の計算の対象となる期間に含まれる。

- 3 健康保険制度では、世帯主である被保険者に扶養されている者も、被保険者として扱われる。
- 4 出産育児一時金や傷病手当金は、健康保険制度や国民健康保険制度により支給される。
- 5 2008（平成20）年4月1日から、「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」に改題され、75歳以上の後期高齢者について、その心身の特性や生活実態などを踏まえて、独立した医療制度が創設された。

<その他>

- 1 厚生労働省の「雇用均等基本調査」（2022（令和4）年度）によると、男性の育児休業取得率は1割以下であった。
- 2 介護休業給付金は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づいて支給される。
- 3 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」において、事業主には、3歳までの子を養育する労働者について、短時間勤務制度を設けることが義務づけられている。
- 4 小学校就学前の子を養育する労働者は、事業主に申し出ることにより、1年度において3日を限度として、子の看護休暇を取得することができる。